国際金融都市OSAKA推進委員会の推進体制について

目的

▼行政機関、経済界、各種団体等が協力し、大阪における国際金融都市の実現に向けて取組みを推進

所掌事項

❶国際金融都市の実現に向けての調査・研究
❷国際金融都市の実現に向けた環境整備に関する協議・調整
❸金融に関係する団体、業界等との意見交換・連携
❹国際金融都市に関連する情報発信、要望活動
❺その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

構成員

▼委員（委員会の目的に賛同し、国際金融都市の実現に貢献することができる法人又は団体を代表する者）
＊行政機関、経済団体、民間事業者等 33名（2026.4.1現在）
▼オブザーバー（第三者的立場から助言・協力ができる法人又は団体） ※業界団体等 7団体（2026.4.1現在）

推進体制

▼国際金融都市の実現に向け、各構成員が円滑に所掌事項を推進できるよう、構成員の中から<u>**会長、副会長**</u>を選任し、以下の体制を構築（事務局は大阪府・大阪市、会長は委員の中から互選、副会長は委員の中から会長が指名）

総会	**会長、副会長、委員、（オブザーバー）**	●役割：国際金融都市実現に向けて活動を推進（年1回程度） ●審議事項：実施計画・実施報告に関する事項、その他委員会の運営に係る事項
役員会	**会長、副会長**	●役割：委員会の円滑な業務執行をサポート（適宜） ●審議事項：総会に付すべき事項、その他総会の運営に関し会長が特に必要と認める事項
幹事会	**委員の所属する法人又は団体の者、（オブザーバー）**	●役割：委員会の円滑な運営事務をサポート（年1～2回程度） ●審議事項：目的達成のための企画・立案、役員会に付すべき事項、その他総会の運営に関し幹事長が必要と認める事項
部会	**委員の所属する法人又は団体の者、（オブザーバー）**	●役割：所掌事項の円滑な遂行を図るため、特定の事項について重点的に検討（必要に応じて設置） ＊部会設置決定は会長権限。部会検討内容は幹事会（役員会）へ定期的に報告

<u>**※アドバイザー（高い専門性を有する学識経験者等）**</u>
部会（総会・役員会・幹事会）において、専門的な知見等を要する検討・審議を行う場合、当該分野の専門家をアドバイザーとして参画させ、意見聴取や説明等を求めることができる。